

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年10月22日
【会社名】	株式会社ドミー
【英訳名】	D O M Y C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶 川 勇 次
【本店の所在の場所】	愛知県岡崎市大平町字八ツ幡 1 番地 1
【電話番号】	(0564)25 - 1121(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 小 田 泰 也
【最寄りの連絡場所】	愛知県岡崎市大平町字八ツ幡 1 番地 1
【電話番号】	(0564)25 - 1121(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 小 田 泰 也
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社パローホールディングス(以下「パローホールディングス」といいます。)から、会社法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)の通知を受け、2025年10月22日開催の取締役会において本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式売渡請求の通知に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

2025年10月22日

(2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	株式会社パローホールディングス
本店の所在地	岐阜県恵那市大井町180番地の1
代表者の氏名	代表取締役会長兼CEO 田代正美

(3) 当該通知の内容

当社は、パローホールディングスから、当社の会社法第179条第1項に定める特別支配株主として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員(ただし、当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その有する当社の株式の全部(以下「本売渡株式」といいます。)をパローホールディングスに売り渡すことを請求する旨の通知を2025年10月22日付で受領いたしました。当該通知の内容は以下のとおりです。

特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)
該当事項はありません。

本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、第3号)

パローホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき1,917円の金銭を割当交付いたします。

新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)
該当事項はありません。

パローホールディングスが本売渡株式を取得する日(会社法第179条の2第1項第5号)
2025年11月19日

本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

パローホールディングスは、本株式売渡対価の全てを、パローホールディングスが保有する現預金により支払うことを予定しております。パローホールディングスは、同社が2025年7月8日から同年8月20日までの期間において実施した当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として同年7月4日現在のパローホールディングスの預金に係る残高証明書を提出しております。また、同日以降、パローホールディングスにおいて、本株式売渡対価の支払いに影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。

上記のほか、本株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件(会社法第179条の2第1項第6号・会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による支払いができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(パローホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

2. 本株式売渡請求を承認する旨の決定に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

2025年10月22日

(2) 当該決定がされた年月日

2025年10月22日

(3) 当該決定の内容

パローホールディングスからの通知のとおり、同社による本株式売渡請求を承認いたします。

(4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程

パローホールディングスは、2025年7月8日から当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2025年10月21日をもって、当社の株券2,588,918株を所有するに至り、パローホールディングスは当社の会社法に定める特別支配株主となっております。

本株式売渡請求は、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社をパローホールディングスの完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)と同一の価格に設定されております。

当社は、2025年7月8日付意見表明報告書(以下「本意見表明報告書」といいます。)の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の経緯及び理由により、2025年7月7日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、上記の取締役会決議は、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

()パローホールディングスからの提案並びに検討体制の構築の経緯

当社の代表取締役社長である梶川勇次氏は、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2023年12月上旬、当社の株主に当社株式の売却の機会を与えるとともに、一層の激化が予想される事業環境の中で当社の株式価値及び企業価値を向上させることを目的として、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)財務開発室をファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、事業会社との提携や当社の子会社化を含む様々な選択肢を検討してきました。その後、当社は、2023年12月上旬以後、複数の候補者の提案を比較検討した上で、より良い条件の提案を選ぶため、三菱UFJ銀行財務開発室を通じて、当社の事業拡大及び運営に関心を示すと考えられる提携候補先3社に対し、当社の株主に当社株式の売却の機会を与える方法である当社の子会社化の意向を打診したところ、提携候補先のうち2社(総称して、以下「提携候補先(公開買付者以外)」といいます。)が具体的な関心を示したことから、2024年5月中旬、当社株式の全部を取得する取引を内容とする意向表明書を、2024年9月から同年10月を期限として提出することを求めることにより、当社の子会社化を前提とした、株式の売却に係る買付候補者選定の入札手続を開始いたしました。その結果、2024年9月から同年10月にかけて、提携候補先(公開買付者以外)より当社株式の全部を取得する取引を内容とする意向表明書の提出を受けました。当社は、当該取引における意思決定の過程における公正性及び適正性を担保するため、2024年11月27日開催の取締役会決議により、当社及び提携候補先(公開買付者以外)から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所(現在の森・濱田松本法律事務所外国法共同事業をいい、以下単に「森・濱田松本法律事務所」といいます。)を選任するとともに、当社及び提携候補先(公開買付者以外)から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJ銀行財務開発室を選任いたしました。

また、当社の代表取締役であり、大株主でもある梶川勇次氏及びその親族が当社の株式を保有しており、提携候補先(公開買付者以外)より、梶川勇次氏及びその親族に対して当社株式に対する公開買付けに応募する旨の契約を締結することを求められる可能性があることから、提携候補先(公開買付者以外)と当社又は当社の一般株主との間で構造的な利益相反の可能性及び情報の非対称性の可能性が存するため、当社は、森・濱田松本法律事務所の法的助言を受け、提携候補先(公開買付者以外)との取引の公正性を担保することを目的として、提携候補先(公開買付者以外)から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から当該取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築いたしました。具体的には、判断の機動性・迅速性を確保しつつ、適正な知識・経験を有する特別委員会を構成するべく、2024年11月27日開催の取締役会決議により、当社の取締役会の構成員として当社の事業に一定の知見を有している社外取締役である野村政弘氏(当社の社外取締役、公認会計士)及び大山葉子氏(当社の社外取締役、税理士・社会保険労務士)に加え、公開買付けの公正性を担保する措置として設置された特別委員会における委員としての経験を有する熊澤誠氏(新幸総合法律事務所パートナー弁護士)の3名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置いたしました(本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。なお、当社には、2名の社外監査役がありますが、各社外監査役が有する専門性等を考慮の上、社外監査役ではなく外部有識者である熊澤誠氏を特別委員として選任しております。

また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びに当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。

さらに、当社は、本意見表明報告書の「３ 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、長谷忠雄氏(常務取締役営業本部長)、小田泰也氏(常務取締役管理本部長)及び伊藤慶一氏(取締役第二事業部長)並びに執行役員２名及び従業員６名で構成される社内プロジェクトチーム及び特別委員会事務局を組成し、提携候補先(公開買付者以外)から独立した立場で、当社株式に対する公開買付けに係る検討、交渉及び判断を行う体制(当該公開買付けの検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を当社の社内に構築するとともに、本特別委員会により、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことについて承認を受けました。

その後、当社は、本意見表明報告書の「３ 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年１月28日に、パローホールディングスから、三菱ＵＦＪ銀行を通じて、当社株式の取得に関心を寄せている旨の表明を受け、パローホールディングスに対し、書面での意向表明を行うよう、要請したところ、2025年２月６日付で、商品の共同調達によるコスト削減や物流センター等の流通機能の共通化によるコスト削減といったシナジー効果及びメリットを想定している旨を記載したパローホールディングス並びにパローホールディングスの子会社60社及び関連会社９社(2025年７月８日現在)で構成される企業グループ(以下「パローホールディングスグループ」といいます。及び当社グループの企業価値の向上に向けた初期的な提案書の提出を受けました。その後、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から、2025年２月13日に、法的拘束力のない意向表明書(以下「一次意向表明書」といいます。))の提出を打診されたパローホールディングスより、公開買付けを通じて当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。))の取得を行う旨及び当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。))の買付総額等を記載した2025年３月７日付の一次意向表明書の提出を受け、2025年３月10日付の取締役会決議により、本取引を本特別委員会の諮問事項の対象に追加することを決定いたしました。その際、当社は、本特別委員会の委員について、提携候補先(公開買付者以外)に加え、パローホールディングスとも利害関係がないこと、並びに、当社の社内プロジェクトチーム及び特別委員会事務局、当社のファイナンシャル・アドバイザー並びにリーガル・アドバイザーについて、提携候補先(公開買付者以外)に加え、パローホールディングスからも独立性が認められることを確認しております。

()検討・交渉の経緯

当社は、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から当社株式の価値算定結果に関する報告、パローホールディングスとの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、当社は、2025年３月７日付の一次意向表明書の提出を受けたことを踏まえ、2025年３月19日に、パローホールディングスに対し、三菱ＵＦＪ銀行財務開発室を通じて、法的拘束力のある意向表明書(以下「二次意向表明書」といいます。))提出に向けたプロセス(以下「第二次入札プロセス」といいます。))への参加を認める旨の通知を行い、パローホールディングスは第二次入札プロセスに参加することになりました。当該第二次入札プロセスにおいて、当社は、パローホールディングスより、2025年４月１日に本特別委員会より書面で受領した(ア)パローホールディングスの概要、(イ)本取引の背景・目的、(ウ)本取引の条件、(エ)公開買付け価格に関する考え方、(オ)本取引実行後の経営方針及び(カ)従業員の取扱いその他についての質問に対する書面での回答を2025年４月11日に受領し、2025年４月17日に口頭での説明を受けました。

また、当社は、パローホールディングスより、2025年５月16日に、パローホールディングスが2025年３月下旬から2025年５月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した、(ア)当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。))を対象とした公開買付けを実施すること及び(イ)本公開買付け価格を1,888円(以下「第１回提案価格」といいます。))とすること等を内容とする二次意向表明書を受領しました。

なお、当社及び本特別委員会は、パローホールディングスが二次意向表明書を提出するまでの間、本特別委員会及び当社のアドバイザーの助言を踏まえ、当社の一般株主の利益に配慮する必要があると考え、提携候補先(公開買付者以外)のうち、当社の株式1株当たりの買付け等の価格についてより高い価格を提案した1社(以下「提携候補先A」といいます。)に対し、買付け等の価格の引上げを求めました。その結果、当社株式1株当たりの買付け等の価格を、提携候補先Aから2025年2月25日付で提出された意向表明書より引き上げられた価格(以下「提携候補先A最終提案価格」といいます。)とする旨の最終意向表明書を受領しましたが、提携候補先A最終提案価格は、第1回提案価格を下回ることから、当社は、2025年5月23日付で、提携候補先Aに対し、提携候補先A以外の候補者と優先的に協議を行う旨を通知しました。

その後、当社は、2025年5月22日にパローホールディングスに対し、パローホールディングスを相対で優先的に協議を進める最終候補者として選定する旨の通知を行うとともに、当社の株主の皆様にご理解いただくことを目的として、第1回提案価格の引上げの要請を書面で行いました。

当社は、当社のかかる要請を受けたパローホールディングスより、2025年5月28日、第1回提案価格は当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社より受領した事業計画及び当社がパローホールディングスグループに参画した場合のシナジーを最大限考慮した価格であるとして、改めて本公開買付価格を1,888円とする提案を書面で受領しました。これに対し、当社は、パローホールディングスに対し、2025年5月30日、当社の株主の皆様にご理解いただくためには、当該提案価格は十分な価格ではないとして、当該提案価格の引上げを要請しました。

当社は、当社のかかる要請を受けたパローホールディングスより、2025年6月3日、当該提案価格は当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社より受領した事業計画及び当社がパローホールディングスグループに参画した場合のシナジーを最大限考慮した価格であるとして、本公開買付価格を1,903円とする提案を書面で受領しました。これに対し、当社は、パローホールディングスに対し、2025年6月5日、当社の株主の皆様にご理解いただくためには、当該提案価格における引上げ幅はなお十分ではないとして、当該提案価格の引上げを要請しました。

当社は、当社のかかる要請を受けたパローホールディングスより、2025年6月10日、当該提案価格は当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社より受領した事業計画及び当社がパローホールディングスグループに参画した場合のシナジーを最大限考慮した価格であるとして、本公開買付価格を1,917円とする提案を書面で受領しました。当社は、これに対し、パローホールディングスに対し、2025年6月12日、当社の少数株主に最大限配慮するため、当該提案価格の最大限の引上げを要請しました。

当社は、当社のかかる要請を受けたパローホールディングスより、2025年6月17日、当該提案価格は当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社より受領した事業計画及び当社がパローホールディングスグループに参画した場合のシナジーを最大限考慮した価格であるとして、改めて本公開買付価格を1,917円とする最終提案を書面で受領しました。当社は、これに対し、パローホールディングスに対し、2025年6月20日、当社及び本特別委員会における検討のため当該提案価格を最終提案とした理由や背景(当該最終提案価格の再考の余地の有無を含む。)についての回答を要請しました。

当社は、当社のかかる要請を受けたパローホールディングスより、2025年6月24日、当該最終提案価格は当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社より受領した事業計画及び当社がパローホールディングスグループに参画した場合のシナジーを最大限考慮した価格であるとして、当該最終提案価格に再考の余地はない旨の最終回答を書面で受領しました。

これに対し、2025年6月26日、当社は、本特別委員会の意見も踏まえた検討の結果、パローホールディングスに対し、当社のファイナンシャル・アドバイザーである三菱ＵＦＪ銀行財務開発室を通じて、最終的な当社の意思決定は、本特別委員会の答申を踏まえた当社取締役会の決議を経て決定されるものである旨の留保を行った上で、1,917円という本公開買付価格を応諾する旨の書面による回答を行いました。当社は、当該回答を行うにあたり、本特別委員会の意見を踏まえ、(i)本公開買付価格は、(a)当社の上場廃止日である2018年3月26日時点の終値である613円を大きく上回る価格であることに加え、(b)三菱ＵＦＪ銀行財務開発室が算定した当社株式価値(三菱ＵＦＪ銀行財務開発室による当社の株式価値の算定については、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。)に照らして十分に高い金額であること、(c)当社とパローホールディングスとの交渉の過程において、本特別委員会が重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等実質的に関与の上、複数回にわたりパローホールディングスとの間で交渉を実施した上での価格であること、(d)提携候補先A最終提案価格よりも高い金額であること等を踏まえると、少数株主にとって不利益ではないと考えられ、また、()2018年3月に当社が上場廃止となった後、当社株式を株式市場で売却し、現金化する機会を喪失していた当社の株主に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

() 当社の意思決定の内容

以上の経緯の下で、当社は、2025年7月7日開催の取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての助言その他の法的助言、及び三菱ＵＦＪ銀行財務開発室から受けた財務的見地からの助言及び2025年7月4日付で取得した株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2025年7月5日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値向上を図ることができるか、本公開買付価格等を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、以下のとおり、本取引は当社グループの企業価値の向上に資するとの結論に至りました。当社が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりです。

a. 競争力の強化

当社は愛知県三河地区を中心としたドミナント戦略により展開された店舗網と、長年培われた取引先やお客様からの厚い信頼があると考えております。一方、少子高齢化や人口減少による需要の縮小、ドラッグストア等他業態を含めた競争の激化、人件費、原材料費、燃料光熱費等の高騰による各種コストの上昇など、事業環境は厳しさを増しております。かかる状況においても、当社が企業価値を向上していくにあたっては、当社に不足している、特色のあるグループ共通プライベートブランド(以下「PB」といいます。)商品の開発や物流網の効率化といった知見・ノウハウを外部から取り入れ、売れ筋となる商品を開発し、効率的な配送や効果的な店舗への陳列を実現する機動的かつ柔軟な施策を実行することが不可欠と考えております。パローホールディングスグループは、スーパーマーケット業界における国内有数の企業グループであり、多数のPB商品や物流センターを保有し、商品の共同調達体制を構築していることから、当社は、本取引により、パローホールディングスグループのもつ広範なネットワークの活用による商品供給体制や、パローホールディングスが保有するPB商品の開発ノウハウを取り入れることによる商品開発力の強化、物流センターの相互利用により共同調達・物流効率の改善をすることで運送費や燃料費等の物流にかかるコスト削減が実現されるとともに、パローホールディングスグループの品質と価格のバランスの取れたPB商品の導入等、地域性や客層に沿った特色ある店舗開発を通じて他社との差別化を図ることで、競争力の強化が可能になると考えております。

b. 経営基盤の強化及び生産性の向上

当社は、中長期的な成長を実現するにあたり、人材の確保・補強及び最適配置、精緻な事業計画・投資計画の立案など、店舗・本部管理体制及びガバナンス体制の強化が必要であると認識しており、バローホールディングスグループの有するDX(注1)の知見とバックオフィス業務部門の活用により、人的資本の充実や経営基盤の強化が実現されるものと考えております。特に、当社に不足しておりますDX分野においては、バローホールディングスグループが有するデジタル化の知見を活用し、店舗・センター・内部業務等の高度化・効率化に資するDX化の推進によって、当社のサービスの充実や生産性の向上が可能になると考えております。

(注1) 「DX」とは、Digital Transformationの略であり、ビジネスや組織がデジタル技術を活用して変革を達成する取組のことをいいます。

一方で、当社は、本取引を実施することによるデメリットについても検討いたしました。販売体制面では、バローホールディングスグループのPB商品を導入することで画一的な品揃えとなり、地産地消の地域に密着した売場づくりができなくなる懸念があったものの、バローホールディングスは、地域のニーズに沿った当社の特色ある売場づくりはそのままに、当社にとって必要なPB商品のみを選択し導入していく方針であるとのことから、問題は生じないと考えております。店舗開発面では、当社の店舗の一部は、バローホールディングスの店舗と近接していますが、バローホールディングスは、当社とバローホールディングスの間でシェアを奪い合うのではなく、両社で協力しグループとしての出店エリアのシェアを高めていく方針であるとのことから、問題は生じないと考えております。したがって、本取引によるデメリットは限定的であると考えております。なお、当社は、2018年3月に上場廃止となっているため、当社は、資金調達や社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保といった一般に上場企業が享受していると考えられるメリットを現在享受しておらず、バローホールディングスグループの傘下に入ることで生じうる固有のデメリットは特段ないと考えております。

また、当社は、上記「()検討・交渉の経緯」のとおり、()本公開買付価格は、(a)当社の上場廃止日である2018年3月26日時点の終値である613円を大きく上回る価格であることに加え、(b)三菱UFJ銀行財務開発室が算定した当社の株式価値(三菱UFJ銀行財務開発室による当社株式価値の算定については、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。)に照らして十分に高い金額であること、(c)当社とバローホールディングスとの交渉の過程において、本特別委員会が重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行う等実質的に関与の上、複数回にわたりバローホールディングスとの間で交渉を実施したこと、(d)提携候補先A最終提案価格よりも高い金額であること等を踏まえると、少数株主にとって不利益ではないと考えられ、また、()2018年3月に当社が上場廃止となった後、当社株式を株式市場で売却し、現金化する機会を喪失していた当社の株主に対して、合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

加えて、本公開買付価格以外の本取引に関する諸条件として、パローホールディングスからは、買付予定数の下限については、スクイズアウト手続を確実に遂行するため、発行済株式総数から当社が所有する自己株式数を控除した株式数に係る議決権の数の3分の2に相当する株式数に設定することを想定していること、公開買付期間については30営業日とすること、当社従業員の処遇として原則として当面の間は現在の雇用条件を維持する予定であり、当社グループの従業員は本取引後も引き続き当社グループの事業に携わること、当社従業員に著しい不利益を及ぼすような処遇の変更その他の施策は現状想定していないこと、本取引後の経営体制として具体的な候補者、役職及び人数等は未定であるものの、パローホールディングスから当社に派遣する取締役が、当社の取締役会を構成する取締役の過半数となる形を念頭に置いていることが提示されましたが、本取引の成立のため必要な買付予定数の下限設定であること、法定期間より比較的長期の公開買付期間が設定されていること、従業員の不利益を及ぼすような処遇の変更や施策が想定されていないこと、パローホールディングスから当社に派遣する取締役が、当社の取締役会を構成する取締役の過半数となる形は、当社がパローホールディングスの完全子会社となることを前提とすると、ガバナンスの観点から受入可能であることを踏まえ、いずれも当社にとって不利益となる諸条件ではないと判断いたしました。

以上により、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは当社の株主の皆様合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年7月7日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会の決議の詳細については、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2025年8月21日、パローホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社の株券等2,588,918株の応募があり、買付予定数の下限(1,801,400株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、そのすべてを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、パローホールディングスは、議決権所有割合95.81%を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、パローホールディングスより、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、()本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、上記の経緯及び理由により当社が本取引によりパローホールディングスの完全子会社となることが当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、()本株式売渡対価は本公開買付価格と同一価格であるところ、当該価格の決定に際しては、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、本売渡株主の皆様の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、()パローホールディングスによれば、本株式売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないこと、()本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、()本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、当社がパローホールディングスの完全子会社となるための本取引を進めるべく、パローホールディングスからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する旨を決議しました。

以 上